

東京帝國大學經濟學部內 東亞經濟研究所

年四回(二月、五月、九月、十二月)發行

東亞經濟叢論

第貳卷 第四號

昭和十七年十二月

大東亞戰爭の本質……………	經濟學博士 谷口吉彦
支那私鑄考……………	經濟學士 穗積文雄
北支緊急物價對策の一斷面……………	經濟學士 德永清行
舊英領馬來に於ける印度人勞働者……………	經濟學士 福田省三
フランス領有前後の安南社會……………	經濟學士 鏈本博
支那に於ける工業化の基本問題……………	經濟學士 名和統一
支那の石炭鑛業經營について……………	經濟學士 菊田太郎
支那製絲業の生産形態……………	經濟學士 堀江英一
華僑と買辦……………	經濟學士 鈴木總一郎
再組織下にある最近の佛印經濟……………	經濟學博士 松岡孝兒

附錄 南方文獻目錄

(禁轉載)

書肆 有斐閣 發賣

フランス領有前後の安南社會

鍵 本 博

フランスが交趾支那を植民地とした年は一八六七年、安南及びトンキンを保護領とした年は夫々一八八四年及び一八八五年であるが、當時の安南社會は如何なる基本的性格をもつてゐたのであるか？ それは如何なる社會として規定すべきものであるか？ この疑問に答へることはその後に於けるフランス社會の影響による社會的經濟的變動の過程を考察し、またフランス植民政策の功罪を評價する上に極めて重要なことと思はれる。たゞこれがためには豊富な第一次的資料を利用し得ねばならぬが、これは現狀を以てしては困難なので、以下一つの試みとして若干の資料——主として東亞研究所及び東洋文庫所藏のもの——に據り、右の疑問に答へて見たいと思ふ。

一 官人支配社會

(一) 官人 當時の安南社會は、政治的には如何なる様相を呈してゐたか？

フランス、安南兩國の官吏・軍人又は旅行者として安南王國に滞在したフランス人達の手記を見ると、安南王

國に於ける官僚所謂官人 Mandarin の專制的權力が彼等の眼に強く映じたことを知るのである。

既に一七九〇年以來十八年間トンキンに在住した宣教師ドウ・ラ・ビツサシエールは、西の一般的狀態について左の如く述べてゐる。

「王のみが彼の國に於いて富密であり、彼の治める人民はすべて小官人の甚しい搾取のため最もひどい貧窮に陥つてゐると云へる。小官人はまた宮廷の大官人のため強奪せられ、害められてゐる。そして國王は彼等を斬罪に處することにより、彼等が極めて不正な方法を以て獲得した財物や金を横領するのである。この殘酷且煩繁な事例も、他の者が機會ある毎に同一事を繰返すことを妨げない。」¹⁾

「國の政府は當然強力且臆病であり、自己が重税を課し破滅させてゐる人民の愛着を信じ得ない。その政策は、人民を貧窮の狀態に留め、外國が支配者となる手段を求めることを虞れて、國の富や貴重な生産物を隠匿することに努めてゐる。」²⁾

かくの如く、既に十九世紀初に於いて國王及び官人の專制を説いてゐるが、一八七六年八月から翌年六月まで安南海軍の指導者として官人との交渉の深かつたデュトルイル・ドゥ・ランは、一層詳しく官人について述べてゐる。彼はその日記に於いて官人を「大支配階級」と呼び、安南の住民は官人と人民といふ二つの大きい階級に分れてゐると云ふ。⁴⁾ 安南國王はゐるけれども、眞の支配者は國王に非ずして官人である。そして人民と官人とを分つものは考試の制度である。

「考試・官人等の支那的制度に於いて、民主々義的精神は根本から變更されてゐる。考試は官人の鍵である。……安南に於いては試験の行はれたる方法に因り、官人は事實上殆ど世襲的である。官人の子供は必ず特典をもち、試験官の心に大きい影響を與へるものは、能力や實力よりもむしろ權勢や術策である。この原則に對しては、主として重要な政治的考慮に基づく例外が極めて稀にあるのみである。」³⁾

1) de La Bissachère, La relation sur la Tonkin et le Cochinchine, 1807, éd. C. B. Maybon. 1920, p. 94.

2) ibid., p. 167.

3) J. L. Dutreuil de Rhins, Le royaume d'Annam et les Annamites,

右の如き見方は官人となる資格の獲得に複雑な教育や試験の階梯を要したことや、勢力者の子弟が常に有利な地位に置かれてゐた等の事實からみて首肯されるものである。

當時の考試制度につき詳説する筈はないが、高級の官人となる資格を得るためには、村の學校——訓導の學校——督學の學校——各省試驗——地方試驗——府縣試驗——官廷試驗の段階を盡く通過することを要し、志願者は極めて少數であつた。この資格を得るために二十年、三十年間勉強する者も稀ではなかつた。高級の官人たるには優れた才能と多くの費用とを要したので、常人の容易に企及し得るところではなかつた。常人の多くのものは月謝を納める資力をもたないので、大抵村の學校を卒業するとすぐ家業や實務に就いたのである。富者の多くは教師に給與を與へて子弟に教授せしめ、また富者の子弟は前述の段階を通過せずして直ちに督學の學校の生徒となることができた。また試験官に對して贈物を行つたといふことについては、これを否定する人もあるが、その合格權や官位を富者が金を出して買取ることは行はれた。

但し官人が特殊の一階級を構成してゐたといふ見方に對しては反對論もある。しかしその論據は、官人の職が制度上すべての知識ある人に開放される事になつてゐるといふ形式的な現象に過ぎないから、未だ右の見解を覆へす力はないと思はれる。

彼はまた國王が官人の道具に過ぎず、眞の支配者は官人であつて國王でないことを説いて曰く、

「國王は彼の夫人達や若干の大官人の間で生活し、狩獵に行つたり、犠牲を供へたり、祖先の墓を祀れる祭殿の中に數日閉籠りに行くだけである。その通行の際には下層の者は姿を隠し、上層の者は眼を俯せて跪く。彼は私的會議と大臣とを通じての外は何物をも見ず、何物をも理解しない。この國王は國事に携はることはできる。しかも彼は事實上支配者ではない。彼は外觀上最も絶對的な權力をもつてはるが、既に儀禮上最も奴隸的な人間であり、彼の國について最も知識少き人間である。彼は上は最高位の官人から下は農民に至るまでの臣下の生命の支配者であり、宰相と雖も彼の前では震へ、彼の最小の氣紛れにも屈服するといはれる。しかし彼は官人階級の勢力を免れ得ず、彼等の政策の道具たるに過ぎない。」

ヘンリー四世以上にその王國を征服し、一切の事業を行ひ、勝利の響らす一切の勢力・權威と威光とをもち、争ふべからざる優越性をもつてゐた嘉隆帝も、その統治の末年には既に官人を考慮に入れざるを得なかつた。しかもこの人は例外であり、安南人の間に於ける活力と聰明の一現象なのである。

1879, p. 190.

4) *ibid.*, p. 67.

5) *ibid.*, p. 219.

6) E. Veuillot, *Le Tonkin et la Cochinchine*, 1883, p. 56.

7) Vu-van-Hiën, *Les institutions annamites depuis l'arrivée des Fran-*

彼の死以來、官人階級は自らの選んだ後繼者を王室に入れることによりいはゞ王位を左右した。そして彼の勢力下なる國王は、彼がその中で名實相伴はざる役割を占める政府の責任者に過ぎなかつた。この時以來、安南の外交は常に不當でありしかも犯されたる過誤の責任はすべて國王の肩にかゝるので、國王は威信を失ひ、官人の勢力はそれだけ増大した。

彼が國王のためにつくつた踏臺は極めて高く、國王を孤立に置くことは完壁だつたので國王は彼にとつて、王が唯一の支配者たることを聲高く叫びつゝ、しかも自らの欲することを信じさせ、言はせ、行はしめる一種のマススコットに過ぎないのである。⁸⁾

かくの如き專制的權力はその濫用に導き易い。以下官人階級の壓制や搾取の諸相を見ようと思ふが、かゝる搾取を必然ならしめた原因は、思ふに左の諸事情であつた。第一に、官人の俸祿は極めて少かつた。ルロに従へば省の總督と雖も一ヶ月二十五フランと家族の食料、官服及び王の下賜品を得るのみで、以下官位の低くなるにつれて俸祿は少くなり、知縣は月三フランと米一ハクトリツトルを得るのみであつた。¹⁰⁾そしてかくの如く殆んど無給に近いことは、孔子の教たる廉潔の理想及び國家收入の貧弱に因るものであつた。しかるに他方奢侈的儀禮的支出は甚だ多かつた。彼等は官等に應じて異る華美な服裝をし、多數の妻妾——人の社會的地位は妻妾の數によつて評價された¹¹⁾——や從者を養ひ、四季の始には上級や下級の官人に對して贈物をせねばならなかつた。随つて彼等が乏しい正規の收入を補足するために色々の非行を演じたことは怪しむに足りない。

(註) 但し或官人の言によれば、ルロの言は誤りであり不完全である。官人は一定額の俸給を貰ふのではなくて、季節の始に王や上位の官人から戴く下賜品、部下からの贈物、住宅、家具、召使の支給、國王領の殖物、狩獵漁獵の獲物等を得るのであつて、相當の收入を得たといふ。¹²⁾

第二は官人となる動機である。ヴィヨールの言によれば、官人の資格を熱心に求めるのは、工業もなく商業もな

cais, Revue Indochinoise, 1940. Fas. 1, p. 95.
8) J. L. De Lanessan, La colonisation Française en Indochine, 1895, pp. 9—11.; P. Pasquier, l'Annam d'autrefois, 1930. (1^{er} éd. 1907) pp. 151, 152.

く、全能且貪婪な官吏の擢取に導かれてゐる社會にあつては、官吏となることが豪華な生活をなすに必要な唯一の手段だからである。また官人は官位を子孫に残すこともできず、財産を残すについても不安がある。故に官人の唯一の念慮は、自己の地位を利用して一代限りの豪華な生活を送ることであつた。

そこで先づ彼等は官人の機會を利用して財産を聚めた。祭・煙火・畜類の屠殺等に許可を要することは、道路を徵收する好機會であつた。租税臺帳の作成・賦役奨勵の實施・兵士の徵集等もその機會を供し、裁判は常に最も多く金を出す者の勝に終つた。

「官人の専制と搾取とは、到る處で収収を盛ならしめた。豫じめ贈物をせずしては、兵士は伍長に、生徒は先生に、村民は村長に對して許可を要求することができない。下級の官吏は果實・卵・鳥を取るが、勢力家には牛・豚・金の棒が必要である」（アルマン）¹⁴⁾「ラ・ビツサシニールは當時の裁判の狀況を左の如く述べてゐる。「官人の甚しい貪婪と彼等の部下の貪欲とは、これら法律を悉く無用に否有害にすらする。彼等は當事者達から金を得るために手續を延ばし、複雑にする。また本方に對し交互に有利な判決を期待せしめ、當事者達から何物かを引出すことを豫想し得る限りは決して最終的な判決をしない。この惡事から生れる一つの善は、管刑や斬罪や金を失ふ恐怖のために正しい裁判の場合には訴訟するであらう多數の人々が之を止めることである。瀆職裁判官を斬罪に處したところで、後任者は彼と同じ又は以上のことをするのをやめない。だから全く手の付けやうがない。」¹⁵⁾その後と雖も司法官の瀆職や不公平は常に非難の的となつてゐた。¹⁶⁾

「安南人の表現によればあらゆる官人は金を喰ふ人である。裁判を願ふ前には先づ金を支拂はねばならぬ。しかも訴訟を受理する官吏の地位が高ければ高いほど多くの金を支拂はねばならぬ。」¹⁷⁾

贈物も盛に行はれた。當時の社會組織の基礎たるヒエラルキー制度を維持するといふ儀禮的意味もあつたが、祭日や正月には上は國王より下は最下級の官人に到るまで、上より下へまた下より上への贈物が盛に行はれた。

9) J. L. Dutreuil de Rhins, o. c. pp. 189--190.

10) E. Luro, Le pays d'Annam, 1897, 1^{re} ed. 1878) p. 135.

11) M. Chaignean, Souvenirs de Hué. 1867, éd. Juphan, 1941. pp. 111—112 に於ける挿話をみよ。

下級の官人は上官に對して家鴨や鶏・柑橘類・爆竹・花火などを贈り、官人付の將校や兵士は豚や酒を、男女の僕婢も主人夫妻に豚や果物・酒などを贈つた。¹³⁾

次は租税の着服である。一八七六年ハイフオンの佛國領事は

「現在、米は浪費されてゐる。徴税官・倉庫管理官・官人は、物納税として正式に國家の取るべきものの約二倍を徴收してゐる。」¹⁴⁾

と報告してゐる。¹⁹⁾ 米による租税は省の倉庫に入れられ、責任者によつて注意深く監視されねばならなかつた。總督や國王の派遣する監察官により何度も檢證が行はれ、過誤は嚴重に罰せられ、辨償の責任もあつたが、やはり屢々偽瞞が行はれ、ストックは使用人の給與に充てられた。²⁰⁾ また村が貢納する各種の産物・絹布・綿布・酒・紙・席等についても、その評價はすべて官人により實際價値の三分の二を以て行はれ、且必要に應じて勝手に苛酷に増徴された。これがために財政は混亂し、ユエ宮廷すら各省に實際課される此税の額を正確には知らないといふ有様であつた。また山地の諸種族に對しても、現物または貨幣の租税が課されたが、これは一層不規則で官人により勝手に決定されたのである。²¹⁾

かくの如く、租税徴收者たる官人が租税の中、若干を着服することは長年の慣例となつてゐたので、その後フランス人が一定の租税を取つてそれ以上要求しないことをみたとき、安南人は非常に驚ろいたのである。²²⁾ 更に官人は種々の機會を利用して懷を肥すことに努めた。

その一例を擧ぐれば、通譯をしてゐた或安南人が嗣德帝の命で數人の官人と共に香港に船を買ひにゆき、考朽船を買つて歸つたが自己の懷は肥してゐた。彼はこれで事業を始め成功して富を積んだが、官人との利益分配がうまく行かなかつたので、

・ フランス領有前後の安南社會

第二卷 八四九 第四號 八五

12) A Schreiner, Les institutions Annamites en Basse-Cochinchine avant la conquête Française, 1900. tom. I, p. 322.

13) E. Veuillot, o. c. pp. 67—68.

14) A. Bouiraïs et A. Paulus, l'Indochine Française Contemporaine, 2^e

檢舉され、死刑を宣告された。しかし官人たちは彼が財産を隠匿してゐることを疑ひ、死刑を中止し、牢獄に入れて莫大な金を支拂はせたのである。²⁶⁾

次は最も直接的な手段たる掠奪や横領である。官人は部下の兵士の俸給や屢々米をも横領したので、兵士は村を徘徊して掠奪したものを食べるか賣るかして生活した。

「この奇妙な手段によつて、損害は主として國家と人民の上に落ちるのである。船の上には十人のうち一人も残つてゐないことが屢々あつた。水兵や兵士は附近の村を犠牲として生活してゐる。そして村の住民達は、苦情を持ちこんでも、官人と地方當局との間の利益分配に終るのみなので、之をやめるのである。……政府即ち官人の政府はこのことを心配しないやうだ。何となれば、掠奪は盗みと同様に自然なことと思はれるからである。誰もこれら二つから出来る限りの利益を得、あらゆる人々や國家を犠牲にしてゐる。」²⁴⁾「グイヨールもまた官人が兵士の給料の上前を刳ね、兵士を窮乏の底に陥し入れたことや、分捕品を山分けにする條件で盜賊の掠奪に助力したことを述べてゐる。²⁵⁾

最後に強制労働及び徵發を擧げよう。ドゥラ・ピツサシエールは、嘉隆帝によつて行はれた徭役労働について詳しく述べてゐる。城砦や都市の建設のため、一切の登録民は切石・木材・薪・石灰・鐵・油・石炭等を提供し一定期間土を掘つたり運んだりするか又は彼等に代つて之をなす者を給與せねばならなかつた。違反者は嚴罰に處せられ、水牛や豚を沒收せられた。そこで人民は瘴癘の山地や沼地や象のゐる森へ危険と困難とを冒して之等の材料を探しに行つた。しかるにこの材料の收納係たる官人は、材料が良質でないと云つて受取を拒み、之を受取らしめるには別に贈物をするか、又は材料の量を何倍にもせねばならなかつた。しかもこの不良と云はれた材料は採取の能力なき近隣の村民へ二、三倍の價格で賣られた。官人たちは順番に收納係を行つて順番に富裕にな

ed. 1885. tom. II, p. 42.

15) La Bissachère, o. c., p. 143.

16) E. Luro, o. c., p. 134.

17) E. Veuillot, o. c., pp. 67—68.

18) M. Chaignean, o. c., pp. 48—49.

19) A. Bouinais et A. Paulus, o. c. tom. II, p. 572.

つた。上級の官人も、この利益の分前に與かれるので、見て見ない振をするか又は之を保護すらした。國王や高位の官人の探偵に見つかった場合には、彼に多額の支拂をするか、又はその部下の白狀を虞れて之を斬罪に處した。

「都市の城砦の建設が始まつて以來、すべての官人は富裕になつた。そして人民は最大の貧窮に陥つた。若干の者は基督教の信徒すら家畜と田とを賣拂つた後、子供らも賣らねばならなくなつた。」²⁶⁾

宮廷はまた何らかの優れた技術をもつてゐる者は容赦なく宮廷に召出して、無償で働かせた。

「トンキンに於ける技術は、獎勵される所か、禁止されたと同じである。或人がその職業により有名になると、彼は強制的に宮廷に連れて來られ、無償で働かされる。或人が珍らしい木を持つてゐることを知られると、彼はこれを大きい箱に入れて國王や省總督の許へ運ばねばならない。運送費用を出し得ない場合には彼の村が之を補助せねばならない。すべて何らか貴重なものや珍らしいものを持つ人はみなかういふ運命に遭ふのである。支那産のやうな磁器を作る秘術を發見した人が、この國にゐたけれども、發明者の家族は他國へ逃亡せざるを得なかつた。何となれば、國王と官人とが要求するものをすべて無償で提供すれば破産を免れないからである。」²⁷⁾

かくの如き手工業者の強制労働は、後年のすべての著者の記述せる所である。²⁸⁾

また労働用具の徵發の一例を舉ぐれば、

「賦役は人民に對する重い負擔であり、人間の労働又は労働用具の徵發等あらゆるものに實施されてゐる。例へばジャンクの所有者はその舟を提供して物納税をユエに運ぶやう強制される。キノンの佛國領事ナグエル氏は、徵發を免れるためにジャンクを沈める土民のことを我々に示してゐる。彼等のうちの一人は、その小舟が岸へ引上げられるのをみて急いで逃げ出した。しかしこの用心は無益である。何となれば、それらは官人の帳簿に依然登録してあるから。それは翌年要求され、この不幸な所有者は航行ができないので、賦役を免れるために自己の金を出して他人から舟を借らねばならなかつた。」²⁹⁾

- 20) J. Boyer, Les impôts directs en Indochine, Revue Indochinoise, 1939. fas. III, p. 467.
21) J. Silvestre, l'Empire d'Annam et le peuple Annamite, 1889, pp. 328—329.

またユエの宮廷は、毎年その官人をして絹布・綿布・木材・煉瓦・紙・疊等各種の物を購入せしめたが、これらの徴發は常に實際價值より低い價格を以て行はれ、著しく手工業者を苦しめた。³⁰⁾以上みたやうに、官人は賄賂・徵稅・欺瞞・掠奪・強制勞働・徴發等あらゆる手段によつて人民を苦しめた。消極的にはまた民衆の生業を維持増進すべき諸方策を怠ることによつて社會の進歩を妨げたのである。以下官人の專制が農業・工業・商業等の發展を妨げた狀況をみることにしよう。

先づ主として農業について左の如く云はれてゐる。

「すべての旅行者は、官人がこの不幸な國を束縛し、農業・商業・工業の發達を妨げることのみに努めることを認める點で一致してゐる。堀や運河は修繕もせず放棄されてゐる。洪水は米田を荒らす。物納稅は農民達の苦勞の素であり、官人と徵稅者の掠奪の素である。かうして收穫の一部は蕩盡せられ、輸出されたものの大部分は難船により失はれたり、海賊に奪はれたりする。最後に安南政府は紅河の航行を安全にしないで、支那の叛徒や海賊の仲間を領土に入れ、彼等は一八七四年の條約を侵して、河を通行する一切のものに省の替る毎に關稅を課してゐるのである。」³¹⁾

更に一八七六年十二月のハイフォン領事の前掲報告は云ふ。

「……トンキンからユエまでのジャンクによる運送は宮廷にとつて費用倒れである。數千噸の穀物は海損や難破によつて毎年失はれる。莫大な數の兵士、従者、書記が何も生産しないで官人の周圍に生活し、規則的な行政も最も初歩的な治安すらも國に與へない。豫見することのできた洪水により一省全部の收穫が全滅した例もある。最後に耕作者は、その米を市場に出す際には郷職の許可を買はねばならず、各省の稅關、屢々各堀割の交叉點で稅金を拂はねばならず、生産物を賣つて得たものでも歸途に奪はれることは殆ど必至だつたので、外國市場が手を出し得ないほどの價格を得る條件の下でなければ多くの運送を企てないのである。」³²⁾

かくて當時の農民の生活は、租稅・兵士・賦役・高利貸・匪賊等に苦しめられ、中世の歐洲にも似た苦痛の生活

22) L. Cury, La société Annamite, 1910, pp. 74—75.

23) Dutreuil de Rhins, o. c., p. 30. 24) ibid., p. 117.

25) E. Veuillot, o. c., p. 252.

26) De, La Bissachère, Etat Actuel du Tonkin, de la Cochinchine, et des

の連續であつた。「農民の生活は、長い不安に過ぎない。一方では官人、他方では匪賊、金槌と鐵床とである。」
(アルマン)³³⁾

次に手工業者に對する徵用が手工業の發達を阻害したことは屢々認められてゐる。

「……宮廷及び官人のデスポティズムは、この國民の生來の能力及び技能を窒息させる。或者が何らかの仕事か立派な發明で有名になると、すぐに彼は縣や國の首府へ送られ、そこで生活を送り、屢々束縛され、賃銀のみを受け、妻や子を飢餓や貧窮のため死なせることを恐れねばならぬ。故に安南人に於いては、家庭生活の必需品に關するもの以外には工業なく、また交趾支那では首府の近くの州には工業を見ないのである。」³⁴⁾

「國王は個人的サービスのために、技能に秀でた者を低廉な賃銀で傭ふことができた。それは刑務所の勞働に匹敵するものであつた。故にユエは最も通俗的な日用品以外は絶対に何一つ生産しない。粗末な裝飾品の製造者は、最大の貧窮の裡に生活してゐる。」³⁵⁾

右の如き状態では、宮廷以外に於ける手工業の發達は望み得ない。そしてまた技術や分業の發達が阻害され、從つて都市の發展が阻止されることは、農業の發展をも阻害するのである。事實、王の徵用を恐れて、屢々青年は天賦の能力を有する職業に就くことを止め、工藝品製造に巧となつた者は秘密の仕事場で仕事して製品は第三者を通じて賣り、また知られないために外國製品のマークを借るものもあつた。この事情は住民の生來の怠惰と相俟つて、贅澤品のみならず日用品に於いてすら支那よりの輸入に俟たしめ、之に對して製品や原料の交換は少いので、安南人を年一年と貧窮に陥れたのである。³⁶⁾

「かくの如く、政府の壓制と土民の怠惰とは、彼等の貧窮の二つの主要原因——原因は二つのみとはいはぬが——をした。もし安南の産業が政府により獎勵されたならば、もし土民がその無頓着と怠惰と迷信とを矯正し得たならば、彼等は今日ほど

Royaumes de Cambodge, Laos et Lac-tho, 1812, pp. 298—300.

27) de La Bissachère, La Relation., pp. 166—167.

28) 例へば C. E. Bouillevaux, l'Annam et le Cambodge, 1874, p. 479.
J. Silvestre, o. c., p. 182.

に不幸ではなかつたであらう。²⁹⁾

最後に商業についてみれば、國內關稅は、場所に應じて異なる金額を以て私人に賃貸され、高位の官人は數萬フランを以てこの權利を買取つた。そして河流に見張所をつくつて通行する河舟から稅を取立てた。これらの關稅は、その影響と徵收者の腐敗のために國の禍害の一であつた。彼等は地方の官人と利益を分配し、貧しい人民から無慈悲に搾り上げたのである。³⁰⁾

また明命帝は王國の外國貿易を獨占し、國內商業の最大部分をも掌握した。彼の商船や戰爭用ジャンクはシンガポール、バタヴィヤ、マカオに行つて安南國の物產を賣り、また彼は歐洲の商船や支那人にも之等を賣つたが何の役にも立たぬ商品を買つたり、契約を亂暴に破棄したり、劣悪な貨幣や物產を以て支拂つたり、買手を處罪したり、無理な契約を強制したりした。更に明命帝は支那人や外國商船が輸入するものを獨占的に買ひ、到る處またあらゆる機會に奸計と詐欺とを行つたのである。

故に商人は、かくの如き侮辱に遭ふことを快しとせず、國の商業は甚だしく妨げられた。³¹⁾ 安南人にして國を離れる者は死刑に處せられた。かくる状態に在つては、宮廷の奢侈用品以外の外國貿易や國內商業が發展して國の産業を振興せしめることは望み得ないのである。

かくて當時の社會は、一言を以て云へば、官人階級の苛斂誅求の下に、産業は興らず、人民は貧窮に沈淪せる状態に在つた。

「法律は官吏達に曲げられ、全く恣意的な制度に過ぎない。財産の分配は不平等である。人民の大多數は甚しい貧窮に陥つて

29) R. Bouinai et A. Paulus, o. c., tom. II, p. 675.

30) J. Silvestre, o. c., p. 328.

32) R. Bouinai et A. Paulus, o. c., tom. II, p. 572.

33) ibid., p. 516.

31) J. L. Dutreuil de Rhin, o. c., p. 302.

34) J. Silvestre, o. c., p. 182.

る。人頭税・賦役・土地税、要するにあらゆる貢擧、あらゆる税金は、紙の上では完全な分配が行はれてゐるが、恐るべき搾取と苛斂誅求の源に過ぎない。安南は制度の國であつて、文明國ではない。その表面的な文明は最も絶對的な文明否定である。何となれば、それは結局、國を向上せしめる能力を少しも持たない腐敗せる少數者が大多數の者を殘酷に搾取することに外ならないから。宣教師ルートルは下級官人の貧欲と横暴について左の如く云つてゐる。「最良の階級は農民であり最惡階級は官人階級である。酒・賭博・阿片・見世物・音楽・暴飲暴食が彼等の主な娛樂である。上級の官人を騙して寵遇を得ること、人民を壓迫して金を搾り取ることを、裁判を賣物にして不幸な者を犠牲として懷を肥すこと、これが彼等の殆んど唯一の念慮である。これらの一般的罪惡には名譽ある例外もあることを附加へる必要がある。しかし不幸にしてこれらは稀であり、王や宮廷の示す例も官吏の德義心を喚起するものではない。」³⁵⁾最後にグイヨールの言を擧げよう。「異教の支配する地域に於いては、賄賂、最も確實な權利をも無視すること、最も明確な規則にも違反すること、人間に對する侮蔑は、我々の最惡な時代の最大の汚行すら思ひも及ばぬ程度に達してゐる。そこには基督教徒の決して陥らざる墮落と、人々の到底堪へ得ざる弊害とがある。法律はこれらを防止又は少くとも抑壓しようとしてゐるが、これらの墮落や弊害は、フジャに於いては日常の行爲であり、共通の權利である。安南人は、最も重く且最も人を愚鈍にする壓迫を受けてゐる。……要するに、この平等制度（考試による官任用制度をさす——筆者註）は、三千萬人の奴隸を暴君の前に震へる五萬人の官吏の鞭の下に置くといふ結果を生んでゐる。」⁴⁰⁾

かくの如き專制に對して、溫順又は無氣力な人民は不平を表面に出さず、訴訟の手段にも訴へなかつた。さういふことをしても無駄であることをよく知つてゐたからである。しかしそれが耐へ難くなると、突發的な暴動や叛亂となつて爆發した。當時の社會には内亂が頻々として起り、國內は混亂狀態に在つた。これは惡政に對する責任がすべて國王の肩にかゝり、國王に對する不滿が爆發したからである。

「印度支那の民衆にとつて、この世で最も良きものは自由である。安南國王の絶對的專制、官人の殘酷な搾取、統治者の專横最後に安南に於いて原則となれる裁判官の不正は、士民の間に抑壓されたる恐怖を生じ、その結果は屢々全國的叛亂の爆發となつて表れたのである。」⁴²⁾

35) R. Bouinai et A. Paulus, o. c., tom. II, p. 694.

36) M. Chaignean, o. c., pp. 150—151.

38) J. Silvestre, o. c., p. 193.

40) J. L. Dutseuli de Rhins, o. c., p. 292; E. Veuillot, o. c., pp. 60—61.

37) *ibid.*, p. 151.

39) *ibid.*, pp. 195—196.

以上を以て官人階級の專制に關する瞥見を終らうと思ふ。勿論、我々は安南國に長年の間滞在したフランス人と雖も、自國社會と根本的に異なる社會の真相を見誤る虞れあることを充分警戒せねばならぬ。しかしながら、以上挙げた色々の人の見解にして大體正しとすらなれば、當時の安南社會は、政治的にみれば、官人が支配階級として人民を搾取した社會であつたと云へるであらう。

(二) 貴族・郷紳・富豪・人民 しながら、官人以外の諸階級について考察せずしては、當時の社會の政治的局面を明かにすることはできないであらう。そこで以下簡単に貴族・郷紳・富豪・人民等の諸階級について見ることとしたい。

まづ貴族は如何？ 當時の社會に於いては、君主に對抗する勢力たる貴族、眞の意味に於ける世襲的貴族は存在しなかつた。當時一種の貴族とも呼ぶべき稱號はあつた。即ち公・侯・伯・子・男といふ稱號である。しかしこれは歐洲の中世に於ける公・侯・伯・子・男の爵位とは全く性質を異にするものであつた。第一に、この稱號は個人の功勞に對し與へられる社會的名譽であつて、世襲的なものではなかつた。一個人の受けた稱號は、その子孫に功勞がなければ代を重ねる毎に一級づつ下つてゆき、遂に五代目には最下級の「男」となり、六代目には消滅し、たゞ饒恩 *Nineu An* なる稱號が與へられ免稅の特典が與へられるが、それ以後、すべての稱號や特典は消滅するのである。^(註) 第二に、この稱號は單なる社會的名譽であつて、一切の官職や政治的權力とは何の關係も無いものであつた。^(註)

(註) 嘉隆帝は、功勞者に酬るために七つの位を創設し、第五位までは世襲で、等級は一代毎に下つてゆくが、第五位以下

41) *ibid.*, pp. 67-68.

42) H. L. Jammes, *Souvenirs du Pays d'Annam*, 1900, p. 151.

43) E. Luro, *o. c.*, p. 86.

には下らないこととした。しかし、この世襲貴族階級を發生せしむべき制度はその後、明命帝によつて廢止されたのである。^(註)
かくの如く、世襲的貴族は當時の社會に於いては既に存在しなかつたのである。

(註) 世襲的貴族を有した時代は、支那の安南征服以前に於いては存在したと思はれる。マスペロ氏は交州外域記、廣州記、南越志の記事から推して次の如く云つてゐる。「それは(支那支配以前の安南社會)今日、黒河及トンキン・ラオス境のタイ族及びムオン族に於いて知るが如き身分的封建社會であつた。定住の庶民即ち雜人は疑もなく、乃至若干の村落より成る小集團をなしてゐた、それは雜將によつて世襲的に統治されてゐたが、これは同時に宗教的・文武的首長を兼ねる貴族であつた。今日なほ高部黒河のタイ族の沙人にみるが如く、雜將は侯の雜兄弟又は子であつて、雜侯は村をその血族の間に分配し、小世襲采地を構成してゐたものに過ぎない。雜侯は漢時代の縣には匹敵する采地をもつてゐたに違ひないが、この雜侯はまた雜王の家來であつた。⁴⁴⁾」

しかし、この世襲貴族制の缺如をみて、直ちに國民の平等が絶對的であつたとみたり、平等主義(コルデイエ)、純粹な君主政治(ルロ・パスギエ)とみることとは未だ制度の表面のみを見たものに過ぎない。事實に於いては、前述の如く、官人といふ支配階級が官職の世襲や稱號・財産の永續なきにもかゝらず勢力を揮つてゐたのである。

次に郷職 *Notables* に ついてみよう。これは *Commune* の役員であるが、村の有力者として、公田の分配に於いて分前を多く取つたり、土地を兼併したり横領したりした。⁴⁵⁾ しかしこれはむしろ被支配階級たる人民の中の代表者たるに過ぎず、その主たる關心は、官人の擡取を如何にして免れるかといふことに在つた。勿論、官人と結託して惡事を働らく者もあつたが、官人と對抗するものではなく、その立場は我國の徳川時代の名主・組頭・百姓代に當るものと考へることができであらう。

次に人民の中の富者たる萬族・千族・百族がある。これは通常富者が萬兩・千兩・百兩の金を出して得た名譽

44) H. Maspéro, *Étude d'Histoire d'Annam*, Bulletin de l'École Française d'Extrême Orient, tom. XVIII, 1918, no. 3, p. 9.

45) P. Ory, *La commune Annamite au Tonkin*, 1897, pp. 78, 83; Vu. van Hiên, *La propriété communale au Tonkin*, 1938, pp. 49, 51.

の稱號であつて、必要時に國家を支持し得るほど大なる財産を持つことを表明する。戰時には、軍隊維持のため萬族には萬兩・千族には千兩・百族は百兩を提供せねばならない。その代り人頭税と兵役とは免ぜられる。故に富をもつが教育なき者、病弱にして公務に就き得ない者が多くこれを得たのである。⁴⁶⁾この萬族・千族・百族については詳細な記述なく、その數や勢力について詳細に知ることを得ないが、郷職と同じく、官人と對抗するほどの勢力はなく、むしろその搾取を最少限度に止めるためにかゝる稱號を得、また官人と結合して始めてその保身を全うし得たものと推測される。

最後に人民には自由民(登録民)・傭人・非登録民・奴隸の四種があつた。傭人は自由民であるが、給料を貰つて一定期間仕事や家事に傭はれた者で、この期間が過ぎれば登録民と同じになる、その仕事は賤しいが、人間が賤しいのではないから、奴隸とは異なる。しかし、仕事をしてゐる間は家長の血族に對しては特別の稱呼をもち、且一般に「人間」と考へられることはできない。⁴⁷⁾非登録民は浮浪民と呼ぶべく、外來者にして村に移り住んでゐる者をさす。法律上無能力を宣告されてゐないが、絶えず追放の脅威の下に生活してゐる人間である。奴隸はシュレーネによれば、(一)戰爭の捕虜、(二)誘拐、(三)犯罪、(四)債務、(五)奴隸の子たることの五原因から發生したもので、人間といふよりは物であつて、賣買・交換・授與・相續の對象となり、法律行爲・所有權・子孫に對する權利を認められなかつた。しかし東洋一般に於けると同じく、家畜視や虐待はされず、比較的寛大な待遇を受け、通常傭人として家族の一員となり、奴婢と混合し、その數も通常少なかつたので、フランス人も領有後暫らくの間はその存在に氣づかなかつた。⁴⁸⁾かくの如く、奴隸は存在してゐたが、既に社會的生産の重要な

46) A. Schreiner, o. c., pp. 239—240.

47) A. Schreiner, o. c., tom. III, p. 221.

48) 奴隸について、詳しくは A. Schreiner, o. c., tom. I, pp. 241—255; A. Bouinais et A. Paulus, o. c., tom. I, p. 257.

因于たるものではなく、むしろ消費・奢侈用の目的に用ひられたものである。奴隸制社會の時代は既に去つてゐたのである。

以上の如く、官人以外の諸階級は何れも官人と全然獨立し、之と對抗する勢力をもつものではなかつた。これらは一つの階級を構成しないか、又は官人との結托により始めて勢力を保つものであつた。國王は前述の如く官人の表看板又は操り人形に過ぎなかつた。故に我々は當時の安南社會を以て官人支配の社會と規定することができらうであらう。

二 官人支配の經濟的基礎

次にこの官人支配政治の經濟的基礎を考察し、以て當時の社會の性格を一層明かにしたいと思ふ。

官人支配政治の經濟的基礎は土地關係に在る。何となれば、第一に官人政府の歳入及び官人の個人的收入の最大の源泉は租税であつたが、その租税の大部分は、現物地代または勞働地代の性格をもつものであつたからである。國內に於ける物財の流通が大でない當時の社會に在つては、間接税は餘り重要性を有せず、租税の主たる對象は農民（人頭税）とその耕す田（地租）であつた。特に地租は最も主要な部分を占めてゐた。

地租の性格はシルヴェストルによつて巧妙に表現されてゐる。

「國王は云ふ、土地は予の財産である。しかし予はすべてこの土地を諒らしめ得る者の手に之を托さねばならぬ。國家たり、王たり、神聖なる家父たる予は決して土地を賣却しない。予は之を與へる。而して各人はその勞働の果實を享受し、相續者

に之を譲渡し、他の所有者から之を獲得し、交換し賣却することができる。しかし、予の與ふる恩惠の返禮として、受贈者は常に耕作し、生産し、得たる果實の一部を予に贈呈せねばならぬ。ひきつゞき三年間耕作せず、公的負擔の納入を行はざる者あらば、予は契約を破棄し、土地を沒收して、他人に之を與へるのであらう。彼は之に對し何ら所有權の回復を要求し得ない。⁴⁹⁾」

この語の眞の意味は、土地所有關係を明かにした上でなくては理解し難いが、地租が究局的土地所有者たる國家に對し人民が支拂ふ地代たることを示してゐる。また地租は土地の肥沃度や生産物の質に應じて異なる生産物量又はその貨幣換算額を以て納入された。⁵⁰⁾ 地租が現物地代たることは以上によつて明かである。

人頭税も貨幣で支拂はれ得るが、數籠の米と一錢の税で、主として現物を以て納入された。⁵¹⁾ これが勞働地代的性質を有することは、その納税者が賦役勞働義務者の年齢範圍と一致すること及び之を免除される者は賦役や兵役をも免除されること、更に特權階級が盡く免除され、納税者は下賤の者として蔑まれたことなどの事實から明かである。

勞働地代そのものも、道路・堤防・灌漑工事等の土木事業に於ける賦役勞働の形で支拂はれた。それは勞働日數を以て表示され、その日數は一年に四十八日間であつたといふ人もあるが、成文上の根據はなく、むしろ時と處の必要に應じて異なるものであつた。⁵²⁾ 各コミュニティの提供すべき勞働日數は、その登録民の數に應じて決定され社の里長や郷職は勞働者の指導監督に當つたのである。その他賦役の一種として社から一定數の兵士を差出さねばならぬ兵役があり、また、站（飛脚宿）のある村では飛脚を、官人の住む村では護衛兵を差出さねばならなかつた。

49) J. Silvestre, o. c., p. 321—322.

50) 詳細は P. Pasquier, o. c., p. 270. をみよ。

51) Vu-van-Hien, art. cit., p. 474.

52) ibid., p. 100.

その他若干の村の貢納する「殖産」・鹽田税・漁業税・鑛山税・木材税等、何れも土地利用關係に基づく現物地代の一種と考へることができる。

第二の理由は、官人の俸祿が主として土地生産物を以て支給されたことである。官吏の俸給の大部分は米であつた。⁵³⁾ 現物租税たる米は、省や官廷の米倉へ運ばれ、官人及び兵士の祿米の給與に充てられると共に飢饉に對する備へともなつたのである。

第三の理由は、官人の得た富が多く土地への投資に向けられたことである。一方に於いて歴代國王は功績ありし高位の官人に功田を與へたが、フランスの領有に到るまで五世紀間の安南王國の土地立法は、官人や郷職が土地を兼併して大私有財産——私有の意味は後に述べる——を造ることを禁ずる諸法令の連續であつた。⁵⁴⁾ トンキンに於いても、地主は多く官人かその一家か又はその助力を受けた者から形成された。⁵⁵⁾ 官人は直接又は仲介者を通じて高利貸を行ひ、細民の土地を併合した。また一族を引連れての新開地への移住と開墾や、新開地への投資といふ形で交趾支那に於ける大土地所有——フランス領有後の資本家的所有もあるが——が漸次形成されたのである。

右の如き理由により、官人支配の經濟的基礎は土地關係にある。故に、この土地關係の究明に進まねばならぬ。

(一) 土地所有關係

フランス領有以前の土地所有者が、何であつたかについては、二つの異なる解釋がある。その一は國王が唯一の土地所有權者で、私人は土地所有權を持たなかつたと見るシルヴェストル・マシウ・

フランス領有前後の安南社會

第二卷 八六一 第四號 九七

53) A. Schreiner, o. c., tom. III, p. 37.

54) Vu-van-Hiën, o. c., pp. 18-51.

55) P. Gourou, Les paysans du delta tonkinois. 1936, p. 362.

ビアンヴニユー等の解釋であり、他は私的所有權が存在したと見るブレイヨン・パスキエ等の解釋である。⁵⁶⁾ シルヴェストルの言は前掲の如くであるが、マシウは安南國王の土地沒收權を根據とし、またビアンヴニユーは左の三つの論據を擧げてゐる。

その第一は法律の條文である。嘉隆帝第九年の王令には「登録されざる又は課税されざる米田又は耕地は……租税を納入する最初の者に與へらるべし」とある。また明命帝第十二年の王令には「耕作されざる一切の土地・田・山・森・川・池等、即ち耕作されず抛棄されてゐる一切の場所は、之を要求するすべての者に拂下げらるべし」とある。之等の條文は國家がすべての土地の所有者たり、之を開闢して租税を納入する者に土地を利用せしめること、かゝる條文を充たざる土地利用を排除し得ることを示すものと解釋する外はないのである。第二は土地收用に關する傳統である。或土地が公益事業遂行のため必要と認められた場合には、國家はその土地の利用者と何ら土地所有權の確證を意味する商議を行はないで、たゞその土地を取上げ、之に對して後者は原則としては賠償を要求し得ない（勿論、實際上は常に賠償金を支拂はれるが）、このことはフランス的な土地所有の觀念を以てしては説明し得ず、人民の土地に對する國家の絕對權により始めてよく理解される。第三は、土地收入徵收の自由に對する制限である。明命帝の王令は、富者に對し土地の一部を病人救済のため社に寄贈すべきことを命じてゐるが、嗣德帝第六年の大藏大臣の命令は、天災のため租税を輕減された場合、土地を貧者に貸貸せる富者は、租税に應じて小作料を引下げねばならぬと規定してゐる。例へば租税の高が十分の二輕減された場合には、小作料も同じく十分の二引下げねばならぬ。もし之に違反せば、小作人は彼を訴へることが出來、富者は罰せられ、賠償金を支拂される。かくの如き土地收入徵收權の制限は、フランス流の絕對的所有權の思想とは相容れざるもので、眞の地主たる國家が條件附で土地利用を許可してゐるとみる場合に始めて理解できるものである。⁵⁷⁾

右の見解に對する反對論は佛印の土地改革案の起草者ブレイヨンの解釋であつて、彼は明命帝第八年（一八二七年）の王令に「個人及團體の所有地は公益の目的に非ずんば沒收されず、また沒收に當りては必らず沒收地の價值に等しき賠償金の支拂を受くるものとす」とあるのを引用して「遠い時代はいざ知らず、これ以後は私的所

56) カンボヂヤについても、これと同じ解釋の差異がみられる。R. Kleinpeter, *Le problème foncier au Cambodge*, 1937, pp.104—117. をみよ。
E. Mathieu, *La propriété foncière et ses modalités en droit Annamite*, 1909, pp.1—5.

有權が法律的に存在することとなつた。土地保有者は絶對的意味に於ける所有者の資格を與へられた。⁵⁷⁾「個人の所有權はフランス法に於けると同じく安南法に於いても絶對不可侵である。」⁵⁸⁾といひ、土地を私人所有地、村有地、國王所有地の三種に分つてゐる。パスキエも亦之に倣つてゐる。⁶¹⁾

しかしながら右の異なる解釋も絶對に相容れざるものではない。安南人が十一世紀の始以來現在の佛印の中部より南部へと徐々に膨脹し移住した植民々族であるといふ歴史的事情を考へ、かゝる社會の要求を考へるならば兩者を綜合的に解決することが出来る。人民の獲得した土地は「國王は人民の父であり母である」といふ民族的信念によれば、當然また國王の土地であつた。しかし國家はたゞ土地を所有してゐるのみでは何の役にも立たない。これを耕作して收益を擧げ、これを國庫に納める者がなくてはならない。そこで國家は、土地を耕作し、生産物の一部を租税として納入するといふ條件の下に人民に土地の用益權を與へる。耕作は國家の望む所であるから引つゞき三年以上耕作せず租税も支拂はないものは、土地を沒收せられ、その土地は他人に貸與されるのである。後に到つてこの沒收權は緩和せられ、公益の目的及び賠償金の支拂といふ二つの制限を附せられた。しかし何れにしても人民に與へられた權利は條件附の權利であつて、絶對的な土地私有權ではない。かゝる條件附の權利は近代的な絶對的私有權の觀念をもつフランス人の眼には甚だ不可解なものと見えたのである。

しかし、土地用益權者の眼からみれば、土地を耕作し地租を納入する限りは土地を沒收されず、國王の土地沒收權も實際には無制限に行使されるものではなかつたが故に、地租を納入する限りは何時までも土地を利用し、絶對的な土地私有と實質上異ることなき利益を享受し得たのである。随つてその土地に對する權利は決して不安

57) R. Bienvenue, Régime de la Propriété Foncière en Annam, 1911, pp. 11-18.

58) A. Boudillon, Le régime de la propriété foncière en Indochine, 1915, p. 14.

定なものではなく、實質的には私有と異なる點はなかつた。

我々は安南の土地私有權をかくの如き條件附私有權の意味に解すべきものと思ふ。⁶¹⁾それは嚴密な土地國有から絶對的な近代的土地私有への過渡的な形態であると云へよう。

何れにしても、國家又は私人が土地所有者として直接的生産者と相對してゐた。そこで次にこの直接的生産者について見よう。

農民の地位について考ふれば、彼等は土地に緊縛せられた農奴的農民であつたと云へよう。まづ彼等の居住及び移轉の自由は制限されてゐた。安南國以外の外國に出る者は死刑を以て罰せられた。國內に於いては植民の必要上、移住は許可せられてゐたが、個人として任意に居所を變更することはできなかつた。何となれば、彼は社といふ一體の成員であり、社の人口を増加させる責任を持つてゐたからである。登録民は村當局の許可がなければ居所を替へることができなかつた。村の生活が堪へ難くなつたとき採り得る唯一の手段は、逃亡し、他村の非登録民となることであつたが、この非登録民は何ら法律上の能力を認められず、絶えず追放の脅威の下に虐げられた生活をつゞけねばならなかつた。⁶²⁾安南法典は飢饉や凶年に人民が村を棄て、他所へ移る場合、この地方の官人が全力を盡して彼を呼戻し、從來の職業に就かしむべきことを規定し、またこれを省總督に報告すべきこと——省總督は逃避者に歸村命令を出す——を規定してゐる。他地方へ逃避してみても、この新しい土地で身柄や財産を申告せねば罰せられるのであるから、結局彼は束縛を脱すべき逃途を見出し得ないわけである。⁶³⁾

農民が君臣關係にある國王や主從關係にある官人地主に對し身分的に隸屬してゐたことは云ふ迄もない。私人

59) *ibid.*, p. 151.

60) O. Pasquier, *o. c.*, pp. 231—233.

61) C. Lejeune, *Régime de la propriété foncière en pays annamite*, 1904, p. 31, 60.

地主に對する農民の隸屬の状態については叙述されてゐないが、遙かに後一九二六—三〇年の頃まで残存せる風習によりその一端を窺ふことができるであらう。一般に耕耘労働者、殊に長期の定傭労働者は同時に僕婢を兼ね田畑の仕事以外に家の内部の種々の仕事をも引受けてゐる。彼等の餘暇や自由は少い。これに對して地主は宿舍や食事や被服を給與してゐる。労働者を家族の一員として待遇する地主もある。また僕婢労働者は屢々多年に亘つて同じ主人に仕へ、父子相傳へて仕へることも屢々ある。水牛の番人をする兒童が多く、中には寡婦や年寄の女もあるが、一家族全部が雇はれてゐる場合もある。⁶⁴⁾

(註) フランス領有後數十年を経、經濟的變化もあつた後に於いて尙且舊慣が残つてゐるとすれば、この慣習は領有當時に於いては一層普及してゐたであらう。また安南の農村がフランス領有後もその古來の遺風を餘り失つてゐないことをも考慮すべきである。

かくの如く、當時の社會は一方に於いて、地主たる國王や官人、他方に於いて之に身分的に隸屬する農奴的農民が對立せる社會であつて、その實質に於いては封建社會の性格をもつてゐたと見ることができであらう。

(二) 地代形態

租税—地代たる地租・人頭税・賦役等が現物地代及び労働地代に外ならなかつたことは既に見た通りである。また前掲アンリイの調査をみても封建的地代の要求が濃厚に残存してゐる。第一は物納地代である。地代は金納と物納の場合とがあるが、大體物納の場合が多い。⁶⁵⁾ 一九〇五年頃の調査によれば、交趾支那二十省のうち地代を貨幣で支拂ふのは二省、兩者併用一省のみで、他はすべて穀の數量を以て支拂ふこととなつてゐる。⁶⁶⁾ また金納の場合に穀の相場に従つて變化することは、金納地代が物納地代の換算に過ぎないことを示してゐる。⁶⁷⁾

62) A. Schreiner, op. cit., tom. III, p. 227, p. 221.

63) Code Annamite, éd. Aubaret 1835, Liv. V, 1^{er} part., sec. 8.

64) Y. Henry, *Economic agricole de l'Indochine*, 1931, pp. 30, 32, 49.;

東亞研究所譯, 佛印の農業經濟, 上卷, 11, 12, 35, 47頁。

65) Dumont, *La culture du riz dans le delta du Tonkin*, 1935, p. 56. 參照

66) G. Garros, *Les usages de Cochinchine*, 1905, p. 189.

第二は勞働地代たる賦役である。例へばトンキンでは、處女地を開墾する分益小作農は一ヶ月に二日間の勞働を地主に提供する義務があり、また農業小作人及び分益小作農は堤防・土手・道路の維持等のために毎年三日間農閑期に苦力勞働を提供せねばならない。また土地所有者はその指定する時期——一般に收穫期——に一人又は二人の勞働者の手間の釀出を要求することがある。その期間は一農作期間につき二日乃至七日の間を變化してゐる。⁶⁹⁾安南邦でも賦役を確實に履行することが要求される外、祭禮の時には義務的な贈物として地代の外に日傭仕事⁶⁹⁾の形で賦課金を納めねばならぬことが屢々ある。

第三は高率地代である。地代の率は各種の條件に應じて種々雑多であるが、大體に於いて物納の場合には收穫の二分の一度が多く、多きは三分の二、少きは三分の一である。これに賦役・賦課金・贈物・利子等が加はるので、小作人がこれらすべてを支拂ひ、税金や補助的勞働者の勞賃を支拂ふと、彼の手許には殆ど何も残らぬことが多い。⁷⁰⁾多くの小作農の貧窮については述べる違はないが、⁷¹⁾かかる小作農は資本家の小作企業家ではなく、かゝる高率地代は、資本家的社會に於ける地代の如く平均利潤以上に出る超過分ではない。それは全利潤のみならず、生産者の勞賃の一部にすら食ひこむ封建的掠奪地代である。地代の外に、小作人は祭禮の時に茶・酒・家禽・果實・卵など傳統的な贈物をせねばならず、また地主から前貸される金銭・種子・農具・水牛・食物・被服等に對し穀を以て極めて高利の返済をせねばならない。

以上の如く、地代形態についてみても、今日なほ封建的地代の要素が濃厚に残つてゐる。従つて、更に遡つたフランス領有當時の社會に於いては、この地代形態は一層支配的であつたと見ることができよう。

67) Y. Henry, o. c., pp. 34, 53, 邦譯, 上卷19頁, 54頁。

68) ibid., p. 28, 邦譯, 上卷8頁。

69) ibid., pp. 114, 115, 邦譯, 上卷95頁97頁。

70) ibid., p. 35, 邦譯, 上卷21頁。

71) P. Gourou, o. c., p. 377; L. Bouvier, Richesse et la misère du delta Tonkinois, 1937, p. 55; P. Bernard, Le problème économique Indo-

(三) 地代徴収方法

租税Ⅱ地代の徴収が經濟外的強制に依つて行はれたことは、むしろ當然である。君臣關係の思想をその一として擧げることができよう。

「國王は人民の父であり母である」と信じられてゐる。一切は彼から出で、且彼へ戻らねばならぬ。彼の臣民は彼の子である。慣習や法典にもある如く、子は家父に對して自己專有の物を何一つ所有し得ないのであるから、臣民は、國王の要求ある場合には、王に對して之を拒み得る財産を一つも持たないことは明かである。⁷²⁾

これが租税Ⅱ地代納付の思想であつた。第二の經濟外的強制として、社による自治的監督を擧げよう。社は國庫に對する租税債務の直接的責任者であつた。里長は村民の提出した税を自ら官廳に引渡す義務を持つてゐた。そこで國家は人民がその生れた村に登録することを強制し、村はその自治的組織によつて税の徴収に努めたのである。

しかし經濟外的強制の典型的なものは、笞やその他の刑罰の適用である。當時の徴税はすべて笞の刑罰を以て行はれた。「すべてのものの原動力は名譽や感情ではなくて、笞と首枷である。⁷³⁾」税の徴収が豫定通り實現しないと、宮廷の官人は下級官人を罰し、下級官人は村長を、村長は村民を、村民は妻や子を笞打つた。「笞の力と階級毎の虐待により、結局國の税金を満足に取立てるのである。⁷⁴⁾」租税を滞納せる者・土地や職業や兵役につき虚偽の申告をした者・賦役忌避者・逃亡者等は盡く笞刑から流刑に至る罰を受け、之を幫助したり怠慢により防止し得なかつた官人や村長もそゝれ笞刑や流刑、官職剝奪等嚴重な處罰を受けるのである。⁷⁵⁾

私的地主も、主従關係以外に官人の權力と結合して、強制的に地代を取立てた。小作人は地代を支拂ふまでは

chinois, 1934, p. 22 ; C. Robequain, l'Indochine Française, 1935, pp. 145-148.

72) J. Silvestre, o. c., pp. 320-321.

73) de. La Bissachère, La relation. p. 152.

74) de. La Bissachère, Etat actuel., pp. 300-301.

75) Code Annamite, liv. V, 1^{er} part., sec. 1, 2, 8. 2^{ème} part., sec., 1, 3. 4^{ème}

債務者と見做されてゐたが、嘉隆法典に、強情なる債務者が答を以て罰せらるべきことを規定し、債權者にして暴力を以て債務者の家畜や動産を強取し、或は妻・妾・男女兒を取る者を罰する旨規定してゐるのは、當時に於いてかゝる強制的行爲が行はれた一つの證左と見ることができ得るであらうこの行爲に關する敘述は少いが、

「收穫の決濟即ち刈入期に警察當局は通常毆打や傷害の豫防に専念せねばならぬ。村の中では地主は多數の隷屬者の家長であり、主人であるから闘争は兩方の陣營に擴がり、屢々三十人決闘の如き有様に達する。土地の所有・土地の産する穀の徵收はこの耕耘者や田植者の民族を最も昂奮させる事實である。」⁷⁸⁾

といふ語は、ほど當時の農村にも當嵌まるものであらう。今日に於いても、權力者と結托せる債權者が、債務者に強力な壓迫を加へ、惡評をひろげたり、祖先を侮辱したりする無賴漢を差向けたり、種々の暴行を働らいてゐる。⁷⁹⁾

以上、土地所有關係・地代形態・地代徵收方法のそれぞれについて考察したが、その結果當時の社會が地主と之に身分的に隷屬する農奴の二階級より構成せられ、經濟外的強制によつて高率の現物地代及び勞働地代が徵收された社會であり、隨つてその經濟的實質に於いてはまさに封建社會であつたことを見たのである。

結 び

以上、第一節に於いてはフランス領有當時の安南社會の政治的局面を考察して、官人支配政治がその本質的標徴であることを見、第二節に於いてはこの官人支配政治の經濟的基礎を考察して當時の社會が經濟史的には封建

part., sec. 1, 3.

76) G. Garros, o. c., pp., 190—191.

77) Code Annamite, liv. V, 6^{ème} part., sec. 1.

78) G. Garros, o. c., p. 190.

79) Y. Henry, o. c., p. 37, 38, 邦譯上卷, 25, 27頁

80) H. Mouhot, Voyage dans le royaumes de Siam, de Cambodge, de.

社會として規定せらるべきことを見たのである。

封建經濟の基盤の上に、封土制ではなくて官僚支配政治が形成されてゐたことは、安南社會にのみ特殊な歴史的現象ではない。隣國のカンボヂヤもまたフランスの保護權確立の當時に於いては、之と同じ社會構造を持つてゐたと考へられる。⁸¹⁾ また舊來の朝鮮社會の構造と極めてよく類似せることも興味ある點である。かくの如き構造を封建制の東洋的變形、東洋的封建制の一例と呼ぶこともできるであらう。⁸¹⁾ またそれが近世支那社會のそれと類似せること——但し後者に於いては商業資本及び手工業が一層の發達を遂げてゐたと考へられ、この點多くの問題が存するが——⁸²⁾ もともに指摘すべきであらう。

かゝる東洋的封建制が成立した理由如何は、また別個に考察を要する問題である。こゝでは一應かゝる體制の存在の事實のみを指摘するに止める次第である。

Laos, 1882, pp.109, 173, 175, 176, 209.; P. Collard, Cambodge et Cambodgiens, 1925, pp.77, 137-140.

- 81) 白南雲, 朝鮮封建社會經濟史, 昭和12年, 4頁。鈴木武雄, 朝鮮の經濟, 昭和17年, 55頁。
82) 橘樸, 支那社會研究, 昭和11年。大上末廣氏の諸論文。鈴木小兵衛, 滿洲の農業機構, 昭和11年。